

平成 3 0 年 1 1 月 2 2 日
3 0 2 会 議 室

平成 3 0 年第 2 2 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成30年第22回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成30年11月22日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時30分

2 場 所 302会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 松野 登 田中 健一

伊藤 憲春 佐伯 雅斗

署名委員 伊藤 憲春

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 栗原 寛

教育総務課長 庄司 康洋

学務課長 浅見 孝男

指導課長 小瀬 和彦

教育支援課長 矢ノ口美穂

統括指導主事 川崎 淳子

学校給食課長 南 彰彦

生涯学習推進センター長 五十嵐 誠

図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 西上 大助 井田 容子

案 件

1 協議

- (1) 自閉症・情緒障害特別支援学級の設置検討について（中間報告）

2 報告

- (1) 図書館情報総合管理システム更新に伴う新サービスの開始について
- (2) 図書館におけるインターネット音楽配信サービスの導入について
- (3) 小平市図書館との相互利用の開始について

3 その他

平成30年第22回立川市教育委員会定例会議事日程

平成30年11月22日

302会議室

1 協議

(1) 自閉症・情緒障害特別支援学級の設置検討について（中間報告）

2 報告

(1) 図書館情報総合管理システム更新に伴う新サービスの開始について

(2) 図書館におけるインターネット音楽配信サービスの導入について

(3) 小平市図書館との相互利用の開始について

3 その他

◎開会の辞

○小町教育長 ただいまから、平成 30 年第 22 回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 はい。わかりました。

○小町教育長 次に議事内容の確認を行います。本日は協議 1 件、報告 3 件であります。その他は、議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。栗原教育部長、お願いいたします。

○栗原教育部長 本日の第 22 回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、川崎統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎協 議

(1) 自閉症・情緒障害特別支援学級の設置検討について（中間報告）

○小町教育長 それでは、1 協議 (1) 自閉症・情緒障害特別支援学級の設置検討について（中間報告）、を議題といたします。

矢ノ口教育支援課長、説明をお願いいたします。

○矢ノ口教育支援課長 それでは教育支援課より、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置につきまして、検討状況の中間報告をさせていただきます。

本課題につきましては、平成 26 年 3 月に策定いたしました特別支援教育実施計画におきまして検討事項の一つに掲げておりましたが、小学校における知的障害特別支援学級の過密解消や、特別支援教室の全校整備が急務であったことから、第 2 次実施計画に持ち越しをし、継続課題となっております。

この間、同計画策定時のパブリックコメントや、並行して策定しておりました立川市発達支援計画策定検討委員会等におきまして、自閉症・情緒固定級の早期設置を強く望むご意見をいただいております。しかしその一方で、「分離教育の推進につながりかねない」とのご意見や、「ハード面の整備よりも、理解教育が優先である」などのご意見もいただき、慎重に検討しているところです。

本年が第 2 次特別支援教育実施計画の中間年であることから、現時点における検討状況を中間報告として申し上げます。

なお、東京都では、小学校での取り組みを踏まえまして、平成 33 年度までに中学校の特別支援教室を整備する計画が今後控えていますので、自閉症・情緒固定級の設置につきましては、特別支援教室の整備が完了しています小学校を優先して検討をしております。

お手元の資料、別紙 1「多摩 26 市の自閉症・情緒障害特別支援学級 設置状況」をご覧ください。

平成 30 年 4 月現在、小学校に自閉症・情緒固定級を設置している市は 26 市のうち 12 市でございます。今後開設を予定している市が 2 市ありますので、平成 33 年度には設置済みの自治体が多摩 26 市の半数を超えることとなります。一方で、小学校には設置しているが中学校では計画がない市や、中学校では設置しているが小学校では設置していない市も一定数ございます。また、設置の予定がない、または計画が定まっていない市が本市を含めまして 8 市あるなど、各市、設置状況は様々でございます。

次に、過去 3 年間の就学相談、転学相談の状況をご報告いたします。

報告資料にお戻りください。円グラフ、3 つお示ししております。円グラフ中心部の件数は当該年度に受付をいたしました小学校の就学相談、転学相談の合計件数でございます。そのうち、3 重円の外側から 2 番目、少し濃い色でお示ししておりますそちらの件数が以下の 3 つの状況のケースでございます。

まず 1 番目は、主治医や就学支援等検討委員会の専門委員から、自閉症・情緒固定級が適していると意見が出ていた方。2 番目といたしまして、保護者が、家庭や保育園等での状況を踏まえて、自閉症・情緒固定級への就学を強く希望していた方。3 番目として、通常の学級に在籍しながら特別支援教室キラリなどを利用されていたものの、障害の特性上、適応の難しさが顕著になり、知的障害特別支援学級への転学を希望していた方。

これら 3 つの自閉症・情緒固定級のニーズと重なるケースの合計が平成 27 年度では 14 件、28 年度は 18 件、29 年度は 36 件と毎年増加している実態がございます。ただし、本市には自閉症・情緒の固定級は設置されておりませんので、最終的な就学先、転学先として選ばれた結果が円グラフの最も外側のサークルでお示ししている内訳となっております。なかには、設置されている他市へ区域外就学をされた方や、他市へ転出された方も少ない数ではございますがおいでです。このように数字が伸びている背景には、特別支援教室キラリの順次拡充に伴いまして、多くの児童が指導・支援につながりやすくなってきたことというのがうかがえます。

その反面、週のうち数時間のキラリの利用では十分な教育的効果をあげることが難しかったり、通常の学級への不適応が高じまして不登校になった児童も少なからず出ています。キラリの指導時間数を増やす、また適応指導教室の活用を試みるなど、他の支援に何とかつなげようとしたケースもございましたが、なかなか安心・安定した登校につながらず、障害特性に応じた指導を安定的に受けることを期待した結果、知的発達の遅れが無いにも関わらず、知的障害学級への転学、就学を希望された方というのが増加している実態が読み取れます。

これらの状況から、本市におきまして、自閉症・情緒固定級のニーズは年々高まっているものと考えております。

教育支援課ではこれまで、先進市の視察やヒアリングを行うとともに、市立小中学の校長会要望、特別支援教育連絡会での専門家意見、保護者団体からのご意見等いただきながら、課題の整理を行ってきました。今後、仮に設置を前提として準備を進める場合は、以下の 5 点の検討課題や取り組みの視点が必要であると考えています。

1 点目は、自閉症・情緒固定級が適していると判断するための基準を明確化する必要があります。自閉症と診断されているかどうか、いわゆる知的ボーダーの取扱いをどう判定していくか、障害特性を見極める仕組みづくりが不可欠だと考えます。

2 点目に、個別指導計画の作成や、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の専門性の確保が重要です。専門性や経験値の高い先生方を安定的に確保することや、多様化・重複化している障害への個別の対応が期待されています。

3 点目に、通常の学級における発達障害に対する一層の理解教育の推進も欠かせません。インクルーシブ教育の理念に基づいた学校経営の下で、専門的な支援が通常の学級においても転学によらず得られるということは、同時に目指していくべき課題と捉えています。

4 点目に、知的障害学級や特別支援教室キラリ、適応指導教室など、他の教育的リソースとの役割や機能の整理も必要です。発達障害のある児童にとってより適した学習環境や支援をコーディネートしていける相談体制も不可欠だと捉えています。

5 点目に、自閉症・情緒固定級をどこに設置するか、規模をどうするか、将来的な在籍状況の推計などハード面の計画も考える必要があります。児童の通いやすさや施設の柔軟な指導に対応できる汎用性、在籍数の将来予測に加え、市のハード面の計画であります公共施設再編個別計画と整合をとることも視野に入れてまいります。

以上、検討の進捗状況を報告いたしました。

第2次特別支援教育実施計画では自閉症・情緒固定級の設置是非の検討を踏まえ、平成31年度より、次なる準備に着手する年と位置付けています。今後、当該計画の最終年度の取り組みを進めるにあたり、平成31年3月までに一定の方針を定めてまいりたいと考えております。ご協議をよろしくお願いいたします。

教育支援課からは以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今お伺いして、これからの見通しがだいぶはっきりしてきたなということで感謝しております。とりわけ立川市の第2次特別支援教育実施計画、この平成29年から31年度、継続的な課題として今、課長のほうから5点ほど、ハード面、ソフト面、具体的なお話があって、その方向では是非またお進めいただきたいと思いますが、その上で私から質問を1点、提言について2点申し上げたいと思います。

まず質問でございます。設置状況の実態についてお伺いしたいと思います。先ほどご報告にございましたように、多摩26市の現状の中で、平成30年4月現在で12市が既に固定級が設置されているというご報告がありました。その中でこの12市以外のその他の地区の現状についても、簡単な説明がございましたけれども、もう少し他の市の固定級の状況について、もしお分かりでしたら知っている範囲で教えていただければありがたいと思います。

次に提言です。1 点目、先ほど課長から専門性について説明がございましたが、私のほう

からも専門性の高い人材の確保について、提言申し上げます。

障害のある児童生徒の個の教育ニーズへの対応として自閉症・情緒固定級の設置、これは非常に大事なことであり望ましいことであると、そのように考えております。この設置については国や東京都の方針にも掲げておりますので、私もこれについては一読して理解しているつもりです。しかしながら、こういう中で立川市においては、現実には教育効果をあげるために、諸条件の整備や段階を追って実施すること、さらには通常学級との連携や保護者との対応など幾つもの大きな課題があります。したがって、先ほども説明がありましたけれども改めて私からも、高度なカリキュラム・マネジメントができる専門性の高い人材の確保を是非努めていただきたいということについてご提言申し上げます。

2点目も同様のことになりますが、指導力のある教員の確保についての提言でございます。これについては、自立活動の指導や各教科の指導ができる教員の確保に努めていただきたい。例えば算数あるいは数学科の指導を一つ例にとりますと、特別支援学級では異学年の児童生徒が在籍したり、知的発達の程度の異なる児童生徒が在籍しているわけですが、この学級の性質上、必ずしも計画に沿った系統的な指導を行うのはなかなか難しいのではないかと。

これまでも私も教育委員訪問の中でそのことを実感しているわけですが、そのためにも自閉症のある児童生徒の算数、数学科の学びを保証していくために、子どもの実態を踏まえた適切な目標の設定、年間及び単元の指導計画の立案、指導内容の精選、授業の振り返りである評価の一連のサイクルに沿った取組、これが一層、重要になると思います。したがって、自閉症・情緒固定級においては、新規採用などの先生方ではなくして、確かな指導力のある教員の確保に是非お努めいただきたいということを提言申し上げます。

○小町教育長 矢ノ口教育支援課長、お願いいたします。

○矢ノ口教育支援課長 1点目の他市の状況について、でございます。資料でお示ししました別紙1の内訳の数字は、昨年、平成29年の秋に調査をされた段階のものと読みください。今年度がたまたま学校教育の計画策定年などにあたっている市について、検討に入っているという市が数市あるというお話は聞いております。ただ、まだ決定とまで公表できる段階ではないというような情報も東京都から聞いております。やはり各市とも小学校については特別支援教室がここで全校整備ができましたので、その中で非常に児童が増えている実態を踏まえ、固定級をどうしていくのか慎重に検討を進めているというふうに聞いております。

内訳としましては、26市のうち小学校も中学校も設置しているところ、また、小学校か中学校かどちらか設置しているところ、また本市のようにいずれも設置していないところ、それぞれ概ね3分の1程度に分かれていまして、各市それぞれ実態であったり、また議論であったりを踏まえながら、ご検討されているのかなというふうに思っております。

ただ、先ほど委員からお話ありましたように、東京都としては推進の方向で各市ともヒアリング等対応されていますので、また将来的な中ではこの数が増える方向で動くことも可能性としては考えております。

○小町教育長 川崎統括指導主事。

○**川崎統括指導主事** ご提言ありがとうございました。専門性の高い人材の確保、指導力のある教員の確保ということで、本当に私も専門性の高い教員の確保というところは強く願っているところでございます。自閉症、情緒の固定の学級、また特別支援教室につきましては、単なる教科の指導ということではなく、それぞれのお子さんの障害特性に応じて自立活動を通じた教科の指導ということで、個別指導計画に沿った指導を進めていく必要がございます。ですので、その計画を立てるための適切な実態把握ができる専門性、こういったものを持っている専門性のある教員の確保も今後必要になってくるものと考えております。

○**小町教育長** 小瀬指導課長。

○**小瀬指導課長** 私のほうは人材の確保という点で、実は公募制度があります。コミュニティスクールと主幹主任、そして特別支援教育の公募制度がありまして、これは7月に説明会をしまして、「あっ立川、行ってみたいな」とか「立川、どうやっているのかな」、そして立川のことをいろいろ調べて、そして「是非、立川で力を発揮したい」という方が応募してくるんですが、今年度、説明会に約100人、それから応募してきた方がおよそ30人、これすごい数です。普通2、3人いるかいなかですから。そういう中でも特別支援教育担当の方も何人もいらっしゃいました。そういう意味では、都教委も普通の人事でいくと今お話があったように初任者とか、そういう方があてがわれる可能性が高いのですが、本市においては特に今年度非常に人数が増えてきておりまして、立川への、なかなか力のある先生が来ていただいているという現状があって、いい現状で、今後より一層伸ばしていきたいと思っています。

それからもう1点は、基本的には指導計画とか単元計画、最終的には校長が印を押すわけで、それは特別支援に関わる先生だけではなくて、やはりインクルーシブもそうですが、普通学級の先生にもその知識とか技能とか、持っていただかなければいけないということで、最終的には教育課程説明会がもうすぐあるのですが、そこで相互に検討し合うというのは重要です。そして学校の総意として計画は出していただくと、そういうふうな組織的な計画づくりというのも今後重要になってくるものと考えております。

○**小町教育長** 田中委員。

○**田中委員** 3人の方から回答いただいたわけですが、是非、今ご回答があったその方向で一つ一つ丁寧に進めていただいて、固定級が円滑に進められるようお願い申し上げます。

その上で矢ノ口教育支援課長にお願いしたいのですが、今後の各市の固定級の動向について、機会を見つけていただいてご報告いただけると、こちらとしても参考になりますので、よろしくお願いいたします。

○**小町教育長** ほか、ございますか。松野委員。

○**松野委員** 障害者の権利に関する条約、平成19年から始まって立川市も障害のある人もない人も共に暮らしやすい、これを条例として出たわけですから、これ当然、ニーズに応じて進めていかなければならない課題だなと私は受け止めております。

その点で、私は進めていく場合の土台となるような考え方、これをもう少し詳しく確定しなければいけないというふうに思っているのですが、それはこの資料の4の中の(1)自閉

症・情緒固定級が適していると判断するための基準の明確化、とあります。今、かなりの子どもたちがキラリによっていろいろな支援を受けながら学んでいると思いますが、やはり難しいのは、自閉症、情緒障害の中にも知的の発達の差が大きいということです。この辺りに関してはどのように進めていくのかなというのが、私これ進めていく一番のこの考え方に重要なのではないかと。

2 番目には、小瀬課長が言いました（3）にあたる通常の学級における発達障害に対する一層の理解教育の推進、結局、自閉や情緒障害の場合にはどうしても通常級との交流とか共同学習、このことが欠かせないことであります。まして立川市も障害のある人もない人も一緒に、この考えに立つならば、この辺りに人権教育と言いますか、ここをもっともっとしっかりとやっていかない限りこの構想も、土台を選ぶようでは困るなというふうな危惧をいたします。

ですからこの辺りについてどうですか、これから多分設置の方向に向かうだろうと思いますが、いわゆる自閉・情緒障害固定学級の構想ってどういうふうな構想を、それからもう 1 つは人権教育に関わることで、この辺りはどのようにお考えでしょうか。来年度進めていくとか、こういうふうに各学校には依頼していきたいということがありましたら、お願いいたします。

○小町教育長 矢ノ口教育支援課長、お願いします。

○矢ノ口教育支援課長 今、委員からもご指摘いただきましたように、在籍される児童の中でも非常に知的な力の差も大きいというふうに先進的なところからも聞いております。それによって学級運営になかなか個別対応の必要な場面が多く、運営に苦慮されているといった状況も先進市から伺っているところです。

教育支援課一課ではなく、指導課ですとか、また庁内の関係課とも連携しながら、来年度もしこれを進めていくとなった場合には在り方検討委員会を早い段階で、現場の先生ですとか、必要に応じて専門家の外部委員の先生などのご意見をいただきながら、まずは在り方検討委員会を正式な場で発足をさせていきたいと考えています。知的障害の特別支援学級を設置しました昨年度も在り方検討委員会を発足いたしました。もしこの情緒の固定級となりますと本市初めての取組ですので、少し時間をかけて検討したり、また委員の先生方で視察を行ったり、様々な情報を加味しながら検討できるような機会をつくっていききたいというふうに考えているところです。

○小町教育長 川崎統括指導主事。

○川崎統括指導主事 理解教育ということで、一層の人権教育の充実というところですが、指導課のほうでは、人権教育の初任者をはじめ様々な研修の中で人権教育についての研修会、取り扱ってやっております。そうしたところでの差別意識とかの指導、その辺ですね、教育のところと併せて、特別支援教室に入退級をするお子さん、そういったお子さんのケース会議、様々な学校のほうに出向きまして、いろいろな先生方とお話をしたり講演をやったりというような機会がございますので、そういった機会を見つけながら、本当に連携教育の充

実のところは努めていきたいと思っています。

また、保護者のほうにもこちらの開級、もしそういったことになってくるのであれば、丁寧な説明、また理解をということと呼びかけをしていきたいと考えております。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 まず、ありがとうございます。在り方検討委員会の設置、これいいですね。是非やっていただきたいと思います。そしてその中で、既に先行して行われている市町村の実施上の問題点、課題、これらを包括的に解決できるようなそういう構想が出てくれば、これは大変うれしいですね。

それから、私は人権教育のことでは小瀬課長が前からずっと提案している学級力、どうですか観点の1つに項目として入りませんか。私は教育委員会が学校訪問するたびに必ずそれを見るんですね。そのときの変化を見ながら、ああ、この学級はこうやって伸びてきているなと思いながら見るんですが、もしそこにそういうことが、定期的にみんなが取組の課題にしたり点検をしたり、そういう内容になっておりますから、それは活用できないかなというふうに私は思っていたんですが、どうでしょうね。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 すばらしいご提言をいただいたので、前向きに検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。佐伯委員。

○佐伯委員 もう両委員から、理解教育、人権教育についてお話ございましたので、私は思っていることを少しお話させていただきます。

こういう教室、本当に大切だなと思っているんですが、自閉症とか情緒障害といいますが生来のもの、また環境によるもの、そういった対象となるところが大変幅広くなってまいります。そのときにインクルーシブ教育との相反するものにならないということ、また、決してそれが教育現場からの逃げ道となるようなことがないように、やはり児童生徒、教員、保護者、本当に取り巻く全ての人間に対する理解教育が進んだ上で設置されるのが大変望ましいと思いますので、今も両委員からもお話ありましたけれども、そこにしっかりと目を向けて、設置に向けて進んでいただければと思います。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 佐伯委員ありがとうございました。私もそこを一番危惧をしてございます。

今、学級の中で「この子は落ち着きがなくて」とか「こだわりが強くて」。前にも話したように子どもを決めつけるなということ。それから先ほど矢ノ口教育支援課長からお話のあった、判断するための基準の明確化、これは非常に難しいです。ただ、ベテランの先生方、長く接していらっしゃる方とかというのは、ある意味、ある線が見えてきますので、そこを大切にしていきたいなと思っています。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

では私も。この部分は、本当に公教育におきましては様々な子どもが同じ教室に混ざると

というのが現状でございます。そんな中でキラリを先行整備させていただきまして、取り出しという形で指導を今実施しておりまして、これを中学校にも広げていこうという考えであります。ただ、その実践の中で、やはり取り出しだけでは指導がどうしても届かないというようなお子さんがいるのも事実でございます。そういったことを踏まえますと、やはり固定級というのも時代の流れの中で必要な部分かなと私も思っています。ただこれが、皆様方からご発言があったように、通常級を落ち着かせるために固定級に全て送り込んでしまうというのは、ちょっと私は違うのかなというふうに思っています。

やはり子どもたちは学び合いによって育つという部分が公教育の根幹だとすると、その部分をしっかりと踏まえないといけないと思っていますので、その固定級の入級の審査はもちろんのこと、逆に言うと固定級を卒業するということも私は有りだなと思っていますし、もちろん日常的な交流というのも踏まえてですけれども、子どもたちの状態が通常の普通学級で十分学び合いの中で育つことができるという判断が出た場合は、固定級にこだわらずに子どもたちが一緒の場で学ぶというものが、やはり必要な部分があるのではないかなというふうに思っていますので、そういった幾つかを今後ともこの教育委員会におきましてご意見を頂戴しながら、しっかりと立川の方針を定めていきたいと思っています。

先進事例で様々な課題もあるというふうに私は教育長会などで他の市の教育長からも伺っているところ多々ございますので、やはり立川の実情に合った立川スタイルを是非つくっていきなと思っていますので、今後ともこれは引き続き、協議一回で終わりではなくて、協議させていただくということで、本日はまずご意見を伺ったということで止めたいと思っています。

○小町教育長 ほかに、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 それでは、1 協議(1) 自閉症・情緒障害特別支援学級の設置検討について（中間報告）、は報告を受けて意見交換をしたということに本日は止めさせていただきまして、今後とも継続の協議とさせていただきたいと思っています。

◎報 告

（1）図書館情報総合管理システム更新に伴う新サービスの開始について

○小町教育長 次に、2 報告(1) 図書館情報総合管理システム更新に伴う新サービスの開始について、を議題といたします。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○池田図書館長 それでは、図書館情報総合管理システム更新に伴う新サービスの開始について、ご説明いたします。

この年末年始に、図書館情報総合管理システムを更新し、平成31年1月4日から2つの新しい利用者向けサービスを開始いたします。

1 点目の読書記録は、利用した資料をシステム上で記録することができる機能です。また、

記録した資料に評価やコメントを記入することもできます。

2 点目の本の表紙を画像で表示する書影表示は、図書を検索した結果、データがあるものについては本の書影が画像で表示される機能です。ただし、所蔵している本でも、書影データのないものや雑誌等本以外の資料は、旧表示のままとなります。

市民周知につきましては、「広報たちかわ」平成 30 年 12 月 10 日号及び 25 日号に掲載するほか、市内の各図書館内に周知文の掲示や、市のホームページ、公式ツイッターにお知らせを掲載して周知いたします。

以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 私もこの立川の中央図書館含めて、相当数といったら語弊がありますがけれども、かなり利用させていただいています。私事で恐縮ですが、中央図書館のおかげで論文を今年 3 本出しました。あとは大学の教科書 2 冊作りました。これも実は中央図書館からお借りした資料です。したがって、今ご報告がありましたように、この新サービスの開始に伴って読書記録照会や本の書影の画像の表示、これが参考になるのですね。しかも利用者にとってこれまで借用した書籍の確認をしたり、あるいは図書を検索したときに書籍データにあるものを本の画像で表示されたり、ここまでやっていただいたら本当に読者としては涙が出ます。

このサービスはこれから続けていただくわけですが、その際、私としてはお伺いしたいのは、この利用者側が特に注意すべき事項がございましたらお伺いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○小町教育長 池田図書館長、お願いします。

○池田図書館長 この読書記録ですが、本来、今までは利用者の守秘義務ということで一切記録を残さないという方針でした。

ただ、このシステムにつきましては、自分で利用者メニューにログインして、それでそのサービスに入っていくということで、図書館職員でさえも、あなたはどのような本を読みましたかということが見られないような状況、かつ外部からもそれを知り得ないシステムになっておりますので、この点につきましては、自分が過去どのような本を読んだのかということが累積して記録されるとともに、おもしろかったとか、つまらなかったとか、そういうコメントも 100 字程度入れられるようになっておりますので、さらに利便性は向上したかなということがありますので、利用者にとりましては、きちんと守秘義務等につきまして引き続き徹底しているということでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 是非またこのサービスのほう、お進めいただくと助かります。ありがとうございました。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 こういったサービスに対する市民の活用の反応、半年ぐらい経った後、どういうふうな変化が起こっているのか、是非聞きたいのですが、またそのときお願いいたします。

○小町教育長 それはまたご報告させていただくということで、ほかございますか。佐伯委員。

○佐伯委員 単純な興味ですが、何冊読んでもずうっとたまって行って、何年もずうっと、期限とかそういうものは決まっていないんですか。

○小町教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 今の私が聞いている範囲では特段、容量に制限はないということなので、読んだだけは記録できるというふうに認識しております。

○小町教育長 佐伯委員。

○佐伯委員 将来的に、いじれないにしても自分の読んだ本を人に見せられるみたいなシステムになっていったら、それはそれでまた、おもしろいのかなというふうに。「私、今までこんな本借りました」っていうのを見せられたらおもしろいなど。とてもすばらしいサービスで、皆さんがありがたいのではないかなと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(1)図書館情報総合管理システム更新に伴う新サービスの開始について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 図書館におけるインターネット音楽配信サービスの導入について

○小町教育長 続きまして、報告(2)図書館におけるインターネット音楽配信サービスの導入について、を議題といたします。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○池田図書館長 それでは、図書館におけるインターネット音楽配信サービスの導入について、ご説明いたします。

立川市図書館では、平成31年1月4日からインターネット音楽配信サービスを開始いたします。これはクラシックを中心とした音楽配信データベースで、平成30年11月1日現在、CDにして12万枚、190万曲以上が収録されております。スマートフォンやタブレット、自宅のパソコンでアクセスすることにより、いつでもどこでも収録された音楽を聴くことができます。

立川市在住・在勤・在学の方で立川市図書館の利用カードをお持ちいただければ、図書館の窓口でIDとパスワードを発行し「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」のホームページにログインをしてご利用いただけます。

なお、市民周知につきましては、「広報たちかわ」平成30年12月25日号及び平成31年1月10日号のほか、館内掲示物、ホームページ等でお知らせいたします。

以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いします。

はい、田中委員。

○田中委員 この中で私の感想とお伺いしたいことがあります。

まず、収録されている音楽配信、これについてはスマートフォンとかタブレット、さらには自宅でのパソコンでアクセスすることによって音楽が聴けるということは、本当に利用者にとってこんなうれしいことはありません。なお、その上で大事な問題点として、利用する利用者側の注意事項として、こんなことに実は気を付けてほしいと、もしそれがございましたらお伺いいたします。

○小町教育長 池田図書館長、お願いします。

○池田図書館長 これは初めてのサービスでして、実際、東京都内でこのサービスを実施しているところは、区部ですと千代田区と江東区のみ、多摩地区ですと武蔵野市と三鷹市、青梅市、府中市、日野市、この5市でございます。

立川市が自慢できる点といいますか、スマートフォン対応ですけれども、これにつきましては都内では初めてということになっています。ほかの東京都内の7区市では、パソコン等からの、要は自宅で座って聴くというシステムになっておりますので、やはり今多くの方がお持ちのスマートフォンで聴けるということは、すごく利便性が高いということです。

ただし、その利用の勝手におきましては、申し込んだ人が全て聴けるというわけではなくて、アクセス制限がございまして、今最大5ということになっております。ほかの三鷹、青梅、府中、日野も5回線ですと、武蔵野市だけが15回線お持ちですけれども、立川市としましてはとりあえずこの5回線でいきまして、今、田中委員がおっしゃいました利用者が注意する点としましては、アクセスが集中したときにご利用できないという懸念がありますけれども、市としましてはサービスを継続する中で、どれほど利用してアクセス制限がどれだけあったかというのを検証した後に、サービスの向上に結び付けていきたいと思っております。

○小町教育長 栗原教育部長。

○栗原教育部長 今、細かなことは池田図書館長がお話をしたところでございます。あと、田中委員さんより利用上の注意事項はというところでございますが、こちらの資料に書いてあるとおり、6のその他のところでございますが、音源のダウンロード、これは禁止されておりますので、聴くことの専門ということになります。

それとあとは、立川在住・在勤・在学の方ということで、相互利用の方はこれが利用できないということ。それと、立川市の図書カードを持っている方にログイン用のパスワードを発行しますが、パスワード自体をほかの方に貸してしまうとか、そういったことは禁止事項になりますので、注意事項すればそういったところになると思います。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今説明がありましたように、この取組については多摩地区でも東京都全体でも積

極的な取組で非常に評価しているところです。具体的に注意事項等についていろいろ説明がありました。そのことが大事なのだなということで、そういうところをしっかりと守りながら活用していきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(2)図書館におけるインターネット音楽配信サービスの導入について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(3) 小平市図書館との相互利用の開始について

○小町教育長 続きまして、報告(3)小平市図書館との相互利用の開始について、を議題といたします。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○池田図書館長 それでは、小平市図書館との相互利用の開始について、ご説明いたします。

立川市は近隣市図書館との相互利用により、市民の自主的な学習活動の場の拡大と利用者サービスの充実を図るとともに、図書館の利用を通じた市民レベルの交流のさらなる推進を目指しております。現在、国立市、昭島市、武蔵村山市、国分寺市及び東大和市の5市と図書館の相互利用を実施しております。

平成29年1月31日に開催されました広域連携サミットにおきまして、各市図書館の相互利用の充実に向け、検討を進めていくことが確認されました。そこで、立川市と隣接する相互利用未実施の小平市、日野市及び福生市の3市と協議を重ねてまいりました。

その結果、小平市図書館と平成31年2月20日から相互利用を開始することとなりましたので、ご報告いたします。なお、日野市、福生市との相互利用も実施に向けた協議を進めており、さらに利便性の向上と利用機会の拡大を図ってまいります。

説明は以上です。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今ご説明がありました、立川市が中核となって本当にこれまで5市との連携をしながら相互利用していたことについて高く評価したいなと思います。その上でなおかつ小平市、さらには日野市、福生市と、今後継続して進めていきたいということですので、大きく期待をしているところでございます。

その上で、既に国立市含めて5市との相互利用をしているわけですが、これまで相互利用している中でどのような成果があり、またどのようなことが課題として挙がっているのか、その点をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小町教育長 池田図書館長、お願いします。

○池田図書館長 成果としましては、やはり交流人口といいますか、中央図書館の利用者アンケートによりますと、相互利用市を利用されている方が約2割程度、サンプルケースですけどもいらっしゃるというデータがございます。そういったことで駅前周辺のにぎわいの創出には貢献しているというふうに理解しております。

それと(2)を見ていただければ分かりますが、相互利用の利用状況です。例えば昭島ですと、昭島市民が立川の図書を利用したのが21,000冊、立川市民が昭島の図書を利用したのが12,000冊、国分寺にいたっては22,000と1,500ということで、立川の図書館を利用されている割合が高い反面、東大和ですと逆に7,095、立川市民が東大和に行かれるケースが9,194ということで、図書館の空白地域といいますか、砂川辺りとか幸とか、一定の平方キロメートルで図書館がない地区がございます。そうした方たちが利用している割合が高いというデータもがございますので、一概に貸出しているケースが高いというデータは事実としてありますけれども、空白地域の利用者は隣接の市の図書館を利用しているという実績もがございますので、メリットもがございます。

課題は、先ほども言いましたとおり、貸出冊数という結果だけ見ると非常に多く貸出しております、立川市民の利用を圧迫しているのではないかという懸念もありますけれども、(3)を見ていただければ分かりますが、平成28年、29年で全体の5%程度であるということで、なおかつ、立川市民または在住・在勤者につきましては10冊借りられるところ、相互利用の市民につきましては5冊という制限を設けておりますので、そういったことで市民からの批判ということは特段、図書館の耳に入っておりませんので、課題としましては、このまま実態を見てどう判断するかなんですけれども、課題というよりもメリットのほうが高いのかなというのが実感でございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 (2)の平成29年度相互利用状況、(3)の本市図書館貸出総数に占める相互利用貸出総数の割合、これを拝見しますと、立川の中央図書館は非常に利便性が高いと同時に、非常に本の種類が多いですね。私の友人も立川市外の国立だったり昭島だったり、あるいは武蔵村山の友人がいるのですが、立川の中央図書館の取組が非常にすばらしい、本当にたくさん本があって、しかも対応が丁寧で、毎回楽しみにしているんですよ、そんな友人からの声も聞いております。

そういう中で、池田図書館長からお話があったように、むしろ課題というよりも成果のほうがいいものがたくさん出ているなということで、私も高く評価しているところです。是非この相互利用が、ますます今後いい方向で進めるようお願い申し上げます。と同時に、また新たな課題が出てきましたら、機会がありましたら定例会等でご報告いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございますか。伊藤委員。

○伊藤委員 今、田中委員からのご質問等で大体の状況は分かりましたけれども、例えば立川の市民が他市の所でお借りするというような場合に、その理由というか、アンケート等をと

られたことがあるのかどうか分かりませんが、例えば近いからとか、たまたまそちらに自分の読みたい本があったとかというようなことがあるのか、そういうことも少し検討されると、より立川の図書館のためになるのではないかなという気がいたしますので、何かの機会にそういう調査もしていただくとよろしいかなと。

私が本屋さんに行っても、とても本を買いたくなる本屋さんで、ただ並べてあるだけでどこに何があるか分かりづらい本屋さんとかいろいろあるので、何かそういうような他市の図書館でいいアイディアがありましたら取り入れるということも可能かもしれませんので、その辺の調査がもしできましたら、お願いしたいと思います。

○小町教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 今、伊藤委員がおっしゃったような趣旨のアンケートにつきましては、相互利用の利用者がどういう視点で立川市の図書館に来て、また借りているのか、また要望があるのかという視点での調査はとっておりませんので、以後、利用者アンケート等反映する場合に、そうした観点も含めながら調査してまいりたいと思います。

○小町教育長 では私からも。これに関しましては9市のサミット、それぞれの代表する市長が9市揃いまして、広域連携という形の中での取組の中でご提言いただいたところでございます。それを前に既に周辺市とは国立をはじめとして、この市に関しましては市境があつて、周辺に地区図書館がないので、そういった意味で市域をまたいで借りることができる、そういう利便性の向上というところの視点でやってまいりましたけれども、今後は日野市であるとか福生市であるとか、ちょっと離れたところも含めてということで、9市の連携サミットの構成員であることは事実ですけれども、市域を接してということではなくなります。そういったことを考えますと広域連携という大きな目的の一つになってくるかなと思っていますし、本市が目指すにぎわいとやすらぎのある交流都市というのが本市のコンセプトでもございますので、そういった方向性にも合致する意味で、相互利用を拡大するということだと私も捉えています。

課題といいますか今後の方向性ですけれども、単に本の貸し借りだけではなくて、私は本を通じた市民の交流も相互利用の中で広げていけないかと考えておりまして、それぞれの市も本離れということの流れの中で様々な取り組みをしておりますので、そういった図書館の取り組みを交換するということもとても大事だと思いますし、また利用者相互の交流もとても大事なかなと思っていますので、そんな取り組みも今後広げていきたいかなと思っています。協定を結んだそれぞれの教育長ともそんなお話を今、しているところでございますので、本を通じた市民交流を活発にする、そんな相互利用になってくれるといいかなと私も思っていますので、今後ともこの取組に関しましては充実させていきたいと思っています。また折にふれ報告させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(3)小平市図書館との相互利用の開始について

て、の報告及び質疑を終了いたします。

○小町教育長 次にその他に入ります。

その他はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○小町教育長 次回の日程を確認いたします。次回、平成30年第23回立川市教育委員会定例会は平成30年12月14日、午後1時30分から、101会議室で開催いたします。

以上をもちまして、平成30年第22回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時30分

署名委員

.....

教 育 長